

整理回収機構の役割と課題

ゲスト 株式会社整理回収機構 社長 奥野善彦 氏
聞き手 総合研究開発機構 理事長 伊藤元重

はじめに

伊藤 本日は、(株)整理回収機構（RCC）社長であり、弁護士でもあられる奥野先生に、整理回収機構のお話も含めて、債権回収や不良債権の問題について、広くお話を伺いたいと思います。

最初に、今、世の中で一般的に、不良債権問題とかバブル崩壊後の難しい問題は峠を越えたというように見られております。不動産価格も随分上がってきました。奥野先生は現状をどのようにご覧になっていらっしゃるでしょうか。

奥野 確かに中央では景気は回復してきたようではございますが、地方はまだまだというのが実情ではないでしょうか。まず不良債権問題に関しては、大手行なみにすっかりクリアしているところもありますが、解消されていない金融機関の方が多いのではないかと思います。むしろ脱却できずに苦しんでいるといった方がよいのかも知れません。次に、不動産の市況が良くなっているとはいっても、それは東京、大阪、福岡といった都市部に限られていまして、

地方では、競売でも「三振アウト」といって、3回も競売入札に付されても入札者がいないというような状況もみられます。

それだけに、中央の大手金融機関が健全化してきてそれが地方に進出していくと、地方の金融機関はさらに厳しい競争にさらされるという経済環境におかれていると思われれます。

伊藤 地方の信用金庫の理事長さんなどとお話しをすると、大手の銀行がどんどん貸し出しに入ってくるので、預貸率も下がってきたし、いろいろ大変だという話を聞くことがあります。

奥野 本当にそのとおりだと思います。

後で詳しくお話したいと思っておりますが、私どもRCCでは、いわゆるメイン行から持ち込まれた調整型の「企業再生」を手掛けております。最近では地方金融機関から持ち込まれるそうした企業再生案件が目立って増えてきていることから、地方が不良債権の解消のため懸命な努力をしている様子が見えがえします。

企業再生と債権回収

伊藤 あまりよく分からない方もいらっしゃると思いますので、企業再生と債権回収の違いについて説明していただいた上で、RCCが手掛けた企業再生が結構多いということをご説明願えませんでしょうか。

奥野 企業再生は、金融機関の債務者であった法人に対し債権カット等の金融支援を行い、かつ再倒産を抑止するために、適切な事業リストラ措置を講じて、事業の継続を図ることです。一方、債権の回収とは債務者から弁済を受けることで、債務者が手元不如意で、または資金の目途がつかなければ、保有資産を処分または競売して、その換価処分代金をもって弁済を受けることをいいます。

RCCは本来、不良債権の回収という役割を与えられました。これまで約36兆円の元本額を約9兆7,000億円で買い受け、その債権の回収に当たってきたわけです。その回収の実額は8兆5,000億円ほどでございます。もう少し詳しくご説明しますと、RCCには住専勘定、RCB勘定、53条勘定の3つの主要な勘定がございます。住専勘定というのはいわゆる住専問題がらみの勘定です。RCB勘定というのは、破綻した金融機関から引き受けた債権にかかる勘定です。これまで破綻した金融機関で、RCCがその不良債権を買い取った先は、足利銀行を含めると173行になっています。

伊藤 地域の金融機関も随分多いわけですね。それがRCB勘定ですね。

奥野 そうです。そのほかに、健全な金融

機関の不良債権の処理に協力することになって、これらの金融機関から金融再生法53条に基づいて買い取った債権にかかるものを53条勘定と言います。先ほど言った36兆円という元本額をRCCは約9兆7,000億円で買い受け、その買い受けた金額の約88%を回収してまいりました。そのうちRCB勘定と53条勘定については、買取簿価である責任回収額を既に超える実績を上げております。

債権の回収というのは、実は、正常債権に近い状態にして回収ができれば、最も回収の極大化に繋がります。そういう意味もあって、債務者企業を再生させることが肝要で、そのため回収に当たっては、返済条件を緩和することによって、企業再生が可能か否かの視点で検討するというところに努めてきた結果、2001年以降443件の企業再生を実現してきました。

伊藤 443というのは随分多いですね。

奥野 ところで、その443件の企業の売上高合計は約1兆9,000億円になります。また、それらの企業に勤めていた従業員は約6万人となっています。

伊藤 分かりやすく言うと、約2兆円の市場規模の確保プラス、6万人の雇用を守ったということですか。

奥野 そのとおりです。RCCが破綻した金融機関から債権を買い受けるときは、正常債権やそれに近い債権は、通常の金融機関で受け継いで、私どもRCCは主に不良債権を引き受けてきました。その不良債権を、工夫を凝らしてできるだけ正常化させ

る努力をするわけです。ところで、この443件の債権の買い取り価格は2,292億円となっておりますが、再生させた結果による回収見込額は3,581億円になりましたから、その差額の約1,300億円余りの付加価値が創出されたこととなります。

伊藤 スクラップにしてしまっただけで回収するのではなくて、再生する形のほうが事業価値を高め、より多くの回収が図れるということですか。

奥野 そうです。企業再生を図るには、清算価値保障方式といって、事業継続による弁済が、企業を清算して受ける担保弁済等を上回る結果を伴わねばなりません。通常、企業のバランスシートの上では「営業権」は計上されておきませんが、返済条件を変更したり、企業の再生意欲を図ったりして、再生を図りますと、その企業のバランスシートに隠れていた営業権が形になって現れてきて、その分が担保処分価格に付加されて回収できることとなります。

伊藤 2002年くらいから再生案件が非常に増えているようですが。

整理回収機構の分岐点

奥野 2001年に政府の「骨太の方針」が決定され、そこで、RCCも企業再生に尽力せよとの指示があつて、回収に加えて企業再生も併せてやることになった結果です。

伊藤 さらにこの数は増えそうですか。

奥野 そう思います。先ほど少し触れまし

たが、金融機関から持ち込まれる「調整型」の再生という業務があります。金融機関が債務者企業を再生させたいという場合、公的機関であるRCCの調整機能を活用して再生を図るという業務で、最近ではとみに、地方金融機関の持ち込みが増えております。

伊藤 地方はまだなかなか難しい問題を抱えているということですか。

奥野 そのように思われます。

伊藤 今おっしゃった、銀行が調整の案件を持ってくるケースの場合は、RCCとしては債権を買うのではなくて、調整機能を果たすだけでしょうか？

奥野 調整だけでやる場合もありますし、信託機能を使ってRCCが一時的に債権を買い取る場合もあります。この場合は、適切な財務リストラ、事業リストラを行い、再生計画を立て、債権者である金融機関全行の同意を得て、リファイナンスできる条件を整えた後、債務者企業等に金融機関がファイナンスを行い、その資金でRCCに弁済を行いイグジットさせる仕組みです。単なる調整と、信託機能を使ったものと二通りあるわけです。

伊藤 そうやって考えてくると大変重要な役割を果たしていますが、RCCができるときには、その是非について大変な議論が起こっていました。やはりこういう公的な組織を一つ作っておかないと、これだけの再生とか回収というのは難しかったわけでしょうか。

奥野 住専処理に端を発し、その後、陸続して起こった金融機関の破綻処理、押し寄せる荒波から金融システムの防波堤の役割を果たすということは、RCCのような公的な機関でなければ成し得なかったと思います。その中でRCCは、債権回収、企業再生の両面で、金融史に残る立派な実績を上げてきたと思っています。

整理回収機構の使命

伊藤 一番重要な使命というのは何ですか。

奥野 やはり不良債権の処理、これが第一だと思います。

伊藤 サービサーがなかったという意味では、そういう仕組みが民間に全くなかったということですか。

奥野 そうです。しかし、今ではサービサーも約100社ほど設立されてきております。

伊藤 そういう意味では日本のかつての金融システムというのは、破綻を想定して作られていなかったということなのでしょうか。

奥野 そうだと思います。しかし、バブル経済崩壊後の大嵐の中で、RCCのスキームを立ち上げた読みは的中したのではないのでしょうか。国民の二次負担を避けるため、RCCが不良債権処理のために果たしてきた役割は、筆舌に尽しがたいものがあります。

また、RCCの役割としてさらに評価されるべきは、RCCの納める多額の納付金

が国の財政に大きな貢献をしていることです。因みに、RCCがこれまでに預金保険機構に納付してきた金額は約8,500億円になっております。

伊藤 そういう意味でも大変な役割を果たしているわけですね。

奥野 RCCの果たしてきた役割で、忘れてはならない大事なことは、悪質債務者の隠匿資産から巨額の回収をしてきたということです。

伊藤 奥野先生はRCCにいらっしゃる前は、破産の管財人という形でずっとこういう問題にかかわってこられました。民間の普通の破産とか企業再生という、悪質な債務者の隠匿財産の存在が分かりにくいとか、あるいは、それに対して介入していくのが難しいということなのではないでしょうか。

奥野 ええ。それはとても困難なことです。詐害行為として否認したりして、隠匿した財産を取り戻すということはありますが、それは隠匿された財産が分かる場合に限定されます。

伊藤 見えていますからね。

奥野 そうです。しかし、詐害行為取り消し、あるいは破産の場合の否認権行使という制度は限界がありますが、RCCがこれまで果たしてきた、悪質債務者から隠した財産を見つけ出して回収するという手法は、RCCでなければできない仕事です。

伊藤 いわゆる違法に近い形の隠匿財産、

そういうのを探すというか摘発するというのは、かなりたくさんスタッフとか、たぶん警察の方も多いと思いますけれども、相当大きな活動をされているわけですね。

奥野 悪質債務者に対峙していくのはやはりRCCならではと思います。しかし、RCCのこうした機能は、専ら預金保険機構による財産調査権に基づくものであって、預金保険機構との連携なくしてRCCの機能を語ることはできません。

ところで、RCCの企業再生は、産業再生機構の公開主義とは逆で、原則非公開となっております。

見えにくい再生活動

伊藤 そこが違うわけですね。産業再生機構はオープンで、RCCの案件はクローズドでやるというのは何か理由はあるのでしょうか。

奥野 まず、産業再生機構の扱う事案は、公的資金を注入した企業再生ですから、ガラス張りで行うことが必要です。これに対し、RCCの案件は、公的資金の注入は一切ありませんし、不良債権の処遇を受けた債務者に関するものなので、個人情報秘匿されねばならないという原則が働き、情報はクローズドされることとなります。このようなRCCの再生手法は風評被害を受けませんので、企業の立ち直りが早いという素晴らしい効果を受けます。

伊藤 そうでしょうね。集中手術室で手術したような話になるわけですね。

奥野 法的再生であれば何年かかる企業の健全化が、RCCによる企業再生では速やかにできてしまうわけで、対象企業にとっては、極めてメリットがあるといえます。

伊藤 地方の案件が随分あるということは、圧倒的に中小企業が多いということですね。本来、銀行が非常に強ければ、メインバンクの裁量でそれができればよかったですでしょうけど、今おっしゃったように幾つもの銀行が債権者としてかかわっていますから、やはりRCCのような公的機関が入って調整していかないとなかなか難しいでしょうね。

奥野 金融機関による話合いでは、メイン行責任が問われ、いわゆるメイン寄せの弊害が避けられず、なかなかまとまりません。そこで公的機関であるRCCの調整機能が期待されるわけです。

伊藤 もちろん、再生できれば大変好ましい結果ですけれども、そのプロセスぎりぎりに銀行とどこまでやるかということがあって、涙をのんで再生をあきらめるケースもあることはあるのでしょうか。

奥野 残念なことですが、稀にあります。とにかく手掛けた以上は再生を果たそうということで、ぎりぎりまで努力し、ほとんどは再生にこぎつけるのですが、最近では調整がつかない例も二、三出てきております。

伊藤 今のケースで言うと、ある特定の金融機関はたぶん一番大きな債権者ではないのでしょうか。自分のところは、このスキ

ームに乗るよりも、会社をつぶしてしまって少しでも回収できればいいというのを、一生懸命なだめながら、弁済原資というのは、企業は動いていますから、その収益とか資産売却で資金を捻出する。そういうことをやるわけですか。

奥野 例えば、一行を除いて他の全ての金融機関の同意を得ている案件で、反対する一行に対し「特定調停」を提起させ、再生を成就させたようなケースもあります。しかし、どちらかといえば、再生ができないのは、そもそも事業計画すらできない場合とか、債務者の説得ができないといったようなケースの場合で、再生計画が整うケースでは、RCCの調整が実を結ぶことがほとんどといってよいと思います。

伊藤 金融機関も、RCCに任せて再生してもらったほうが、最終的には自分たちにとってもメリットが大きいということがあるのでしょね。

奥野 ええ。先ほど申し上げた、清算価値保障方式が貫かれていますから。

伊藤 地域の場合には、地域の企業がつぶれると困るという思いもあるのでしょね。そうすると、まだしばらくこういう形の再生案件というのは続きそうな感じでしょうか。

奥野 まだ続くと思います。中小企業、とりわけ地方の中小企業は、まだ復興から取り残されており、そのため、RCCが金融機関から支援要請を受けた場合は、期待された調整機能を果たさねばなりません。R

CCは、信用秩序の最前線で、静脈的機能を果たす必要があると考えています。

整理回収機構の機能

伊藤 制度的にはRCCというのは時限組織ですか。

奥野 RCCは時限組織ではありません。ただ、旧住専会社から引継いだ住専勘定は、2011年までどうたわわれています。

伊藤 お話を伺っていると、RCCの機能というのは今後もすごく重要で、なかなか難しいでしょうけれども、いわゆる闇の部分みたいな、調査権限だとかそういうものを含めてやらないとうまくいかないケースもあるだろうと思いますし、それから、地方の経済は今おっしゃった静脈みたいところが常に必要だとすると、この機能は今後もずっと残していくことが必要なのではないでしょうか。

奥野 そう思います。目的をある程度限定してでも残す必要があると思います。ところで、既に公表されておりますが、地方の金融機関のトップにRCCの役職員を送り出して、金融機関の健全化に協力しております。

伊藤 そういう方々は、過去の経歴はやはり金融機関出身とか金融の専門家なわけですか。

奥野 支店長、あるいは当社の役員を経験しております。人材の供出ということもRCCの役割と考えており、今後ともこうし

た人材の支援要請が地方の金融機関からあるのではないかと考えております。なにしろ、RCCは回収、再生のプロ集団で、これほど磨き上げた人材を揃えた企業は他にないわけですから。

伊藤 不良債権問題が出てからもう10年以上たちますけれども、民間、特に地方の中小・中堅の金融機関では、債権回収だとか、企業再生だとか、そういうノウハウを持っているところが非常に少ないということなのでしょう。

奥野 まだ慣れていないのかな、という感じですけどね（笑）。

伊藤 東京の大手の金融機関だと、自分でやらないにしても、ファンドを利用するとか、あるいは、それこそサービサーなんかもいっぱい出てきていますし、そういう意味で公的な機能を民の機能に移すというのはかなり動いているような気がしますが、日本の地域経済は、中小企業とか、それを支える中小金融機関にのっかっているところがあるので、なかなか難しいのかなと思いますね。

奥野 ご指摘のとおりだと思います。当社が、中小企業あるいは地方の金融機関の健全化のために果たす役割は、これから多いに期待されるものと考えます。

伊藤 確かにおっしゃるように、一つ一つの案件というのはあまり表に出てはいけませんし、公表せずに地味にやらなければいけないですけども、結果としての成果は、政府に回収の付加価値みたいなものを戻す

とか、443件の累積の再生案件があるとか、回収もこれだけやってきているという意味では、大変な役割を果たしていると考えていいわけですね。

奥野 今まで納付したいいわゆる納付金は約8,500億円で、昨年度が約2,400億円です。RCC自身も自活していかなければいけませんので、今までの簿価超回収額約1兆8,900億円から、引当金や回収経費等を差し引いて、残りの8,500億円を納付しているわけです。

伊藤 当初は、こういう形でやると国民の税金が使われるということで反対議論がありましたけれども、結果的にはむしろ逆ですね。しかも、おっしゃったように人材もこれから育てて出していくとなると、RCCは非常に重要な役割を果たしていくということですね。

奥野 ええ。手前みそかもしれませんが（笑）。

伊藤 専門的な分野ですから、一般の世の中の方にこういう機能をしっかり理解してもらうというのはなかなか難しいだろうと思いますが。

奥野 この1年間をかけて、当社の適切な業務運営のあり方や、当社に対する信頼を確立するため、「外部有識者会議」を開催してきました。メンバーとしては、例えば、小松製作所の片田哲也さん、元NHKで、今は日本たばこ産業の顧問をされている成田正路さん。東京商工会議所の副会長である井上裕之さんです。それから東大の松下

惇一先生、庶民を代表して弁護士吉岡睦子先生、この5人を委員とする外部有識者会議を開いた結果、総括としては、RCCは非常に地味ではあるけれども特筆に値する仕事をしてきた、という評価をいただきました。初め井上さんは、中小企業の代表ということで、RCCはもっと中小企業の再生に努めるべきだ、回収に軸足を置くあまり中小企業をつぶしているのではないかという印象をお持ちのようでしたが（笑）、1年間、外部有識者会議の委員をして、「中小企業の再生のために、RCCが大きな役割を果たしていると認識を新たにした」とおっしゃってくれました。

ただ、あまりにも広報活動が下手で、もう少し世の中の人にその機能を理解してもらう必要があるのではないかというのが、委員の皆さんのご意見でした。だから、今日こういう機会を設けていただきましたのは大変ありがたく思います。

伊藤 再生の案件というのはいろいろ個別の利害がありますから、なかなか難しいところがありますよね。

奥野 私が来る前は「RCC送り」という言葉をよく耳にしました。RCCに債権が譲渡されると清算を余儀なくされるという意味ですが、この言葉は、今では全く聞かなくなりました。弁護士会の仲間から、RCCの哲学が変わった、という評価を受けることが多くなってきました。

伊藤 私も今うかがって、ああ、そうだったとあらためて思っていたわけですが、骨太の方針を受けて再生をしっかりとやるという方針転換は非常に重要な転機だったわけ

ですね。

奥野 まさに、そのとおりです。

整理回収機構の職員

伊藤 今いろいろお話をうかがってきたようなRCCのトータルな機能が再生にうまくマッチしたということですね。ところで、今、職員の方は何人くらいいらっしゃるんですか。

奥野 前身の住宅金融債権管理機構と整理回収銀行が合併したときには、約2,700人弱の職員がおりましたが、今では約1,200人になっています。

伊藤 買い取りというのは、まさに資産評価とか、かなり大変な作業ですね。

奥野 そのとおりです。1週間に一行ぐらい倒れていくという状態もありましたので、その処理にあたった当時の職員たちの感想を聞きますと、まさに不眠不休の状態であったようです。

伊藤 今、全国には幾つぐらいの拠点がありますか。

奥野 業務の進展に合わせて、だいぶ統廃合を進めてきましたので、現在は21拠点となっております。

伊藤 我々はいつも東京しか見ていないですが、実際には地域色の強い活動なんですね。

奥野 ええ。特に地方の信用組合、信用金庫の破綻が多かったですから、まずそこに拠点をかまえて、「鉄は熱いうちに打て」の習いどおり、不良債権の買い取り後、直ちに回収にあたるという作業を続けてまいりましたので、破綻した地方金融機関の個性を強く受け継ぎました。

伊藤 たくさんの金融機関が破綻したときというのはまさに戦場みたいな感じでやっていた、今は少し落ち着いてきた。しかし、先ほどおっしゃったように、こういう静脈的な面が常にあるとすると、RCCの機能は是非とも残していかなければならない。5年後とか10年後の、RCCのあるべき長期的な姿みたいなものができ上がってくるのが好ましいのでしょうか。

奥野 そのとおりだと思っています。そういう意味で、スキルをアップし、組織の効率性を高めたいと思って、日々努力しております。

伊藤 日々の活動の中で随分いろいろなノウハウが蓄積されてきて、そういう経験をした人材を金融界に送り出していくということですが、ほかに何かありますか。

奥野 企業が健全であるためには与信管理は生命線となります。RCCの職員は、不良債権の管理を通じて、与信管理のあり方を徹底して学習しております。不良債権は与信管理のまずさから生じるものですから、通常の企業にあっても、RCCの職員を迎えて与信管理に当たらせれば、債権のリスク管理は万全に行き届くと考えます。

伊藤 これからもRCCに外から入ってきて、ここで経験してまたほかに出ていくという、ある種の教育機関的な機能も出てくるということですか。

奥野 RCCは、債権の管理、回収に関するプロを育てる教育的な役割が期待されていると思います。しかし、現在では不良債権の保有高も減ってきておりますので、それに伴い銀行からの出向職員も減ってきておりますが、銀行からRCCに出向して回収実務を担当した者にとっては、かけがえのない経験となるものと思っています。

伊藤 出向以外の形での採用というのはどのようなになっていますか？

奥野 破綻した金融機関から人を採るということで、それ以外は新規の職員というのはいないわけです。だからRCCの現在の職員の平均年齢は53歳となっております。

伊藤 でも、将来的にRCCの機能を残そうと思うと、今の職員構成は問題ですね。

奥野 そのとおりで、RCCの課題となっているところです。

伊藤 お話をうかがっていると、確かに東京とか大阪みたいな大都市と地方では随分違うし、あるいは大都市の中でも中小金融機関みたいなのがあって、こういうところが中小企業とか地域経済に果たす役割がこれからもずっと続くとなると、そういうところに人材をどういうふうに継続的に出していかも問題になります。金融機関独自でそういう人たちを育てられればいいので

しょうけれども、なかなか難しいとすると、RCCみたいな組織がどういうふうな役割を果たすかということが重要だと思います。

奥野 私は、RCCが果たしてきた機能は今後も必要とされると考えています。先ほどの外部有識者会議においても、金融機関の破綻処理にあたっての機能は今後も維持されるべきであるし、民間で取り扱い困難な案件はRCCで行うべきであるとの提言をいただいております。

伊藤 奥野先生は、RCCだけではなくて、企業再生とかいろいろなことにお詳しいのですけれども、RCCは別としても、この10年ぐらいの間に、サービサーも含めて日本のインフラは随分整ったというふうにお考えになりますか。

奥野 ある程度できてきたと思います。しかし、サービサーは100社ほどできましたが、専ら不良債権の回収を行っている会社で、再生業務を手掛けているファンドや、ターンアラウンドを業とする会社は数少ないのが実情です。その意味では、まだまだ不十分ではないでしょうか。

伊藤 確かにサービサーとはいっても民間企業ですから、利益を上げていかなければいけないと、どうしても目先の利益につられてというようなことが起こり得るでしょうね。

奥野 ええ。それと、サービサー業務は、弁護士法の例外措置として許されているわけですから、弁護士の倫理というものが薄れた回収手段になってしまうようなことが

あつては、サービサー業務を許されたという精神にもとるところがあるという気がしています。

伊藤 実際、回収業務に当たっていると、随分恨まれて危険な目に遇う可能性だって、奥野社長だけではなくて、職員の方も皆さんそうなんでしょうし、そういう意味では体を張ってやっていたらしゃるところがありますね。

二つの責任

奥野 大事なことは、借りたものは返すという、普遍的な倫理を守ることです。そういう意味で不良債権の回収については、公平・公正な理念に徹しなければなりません。とりわけRCCには、10年近く正常弁済を続けている債務者がたくさんいるわけです。したがって、延滞債務者に対して安易な回収姿勢をとるということは、不公平な扱いとなり、モラルハザードを起こすことにもなりかねず、厳に戒めねばなりません。要するに大事なことは道徳倫理の維持ということです。

二つ目は、「関与者責任の追及」といって、破綻した金融機関の経営者の責任を徹底して追及するということです。国民から預金を預かって経営していた金融機関を破綻させた経営者に対する責任追及で、訴訟を通じて、たくさん判例を作りましたので、その面でも大きな役割を果たしたものと思っています。これも極めて重要な役割だと思います。

伊藤 それは破綻した金融機関の債権をRCCが引き受けると同時に、その金融機関

の経営者の責任についても法廷の場でしっかり追及していくということですか。

奥野 刑事的側面は検察庁のやることですけれども、いわゆる損害賠償責任を通じて民事責任追及したわけです。そういう意味で、金融機関の経営者の経営姿勢というものに対して警鐘を鳴らしたものと思っています。

伊藤 我々は特に経済学者なので、金融市場というのは何となく市場メカニズムだけで動いているような錯覚に陥りますけれども、今おっしゃったように、借りている側のモラルだとか、あるいは、貸し借りの間の関係の社会的な正義というか考え方というのはすごく大事で、バブルからバブルの崩壊の中で、うっかりするとそういうものが崩れてきてしまった。崩れてくると今度

はまた、正直者が馬鹿を見るということも起こり得るわけで、やはりそういうものをもう一回しっかりたがを戻す。あるいは、今後もそういうものが崩れていく危険というのはいっぱいあると思いますが、そこを守っていくというのは、長い目でみるとすごく大事なことです。

奥野 そこが生命線だと思います。色々な方からさまざまな要請があることも事実ですが、「いかなる圧力にも屈しない」というのがRCCの使命なのです。

伊藤 大変ですね。今日はどうもありがとうございました。

平成 18 年 9 月 20 日実施

(編集主幹：加藤裕己 NIRA 客員研究員)

奥野善彦（おくの よしひこ）氏

中央大学法学部法律学科卒業。1966 年東京弁護士会登録。98 年北里大学名誉教授。98 年 11 月～2004 年 3 月末(株)日本リース（現 日本アセットマネジメント(株)）管財人、99 年 1 月～2001 年 12 月司法試験問題検討委員会 民法担当考査委員などを務める。

2004 年 1 月(株)整理回収機構代表取締役副社長を経て、同年 4 月より現職。